

雇 第 473号

令和3年9月13日

一般社団法人山形県経営者協会

会長 寒河江 浩二 殿

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症「感染拡大防止特別集中期間」の延長について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、県内における第5波の収束を図るため、8月20日から9月12日までを「感染拡大防止特別集中期間」とし、感染拡大の防止に取り組んでまいりました。

その結果、11日現在で、県全体の病床占有率は30.4%と医療のひっ迫具合は改善され、一週間の10万人あたりの新規陽性者数も政府の示すステージⅢの指標を下回る11.32人と減少しましたが、目標となる「1日あたりの新規感染者数1桁」に至っておりません。

このような状況から、「感染拡大防止特別集中期間」を9月15日まで延長し、同日をもって終了とすることといたしました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、別紙の「「感染拡大防止特別集中期間」に係る協力要請」の会員事業所等への周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。